



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

洗顔石けんを使用した消費者がアレルギーにり患したとして損害賠償を請求した訴訟につき、一審と同じく控訴審においても原材料の製造業者の製造物責任が認められた事例

洗顔石けんの使用によりアレルギー症状が発症したことにつき、本件控訴審において被告洗顔石けん製造業者との間では和解が多く成立した。本判決は、残された石けんの原材料製造業者の責任につき、石けんに使われていた原材料についてその効用・有用性を考慮しても、当該アレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えており、洗顔石けんに配合、添加される原材料として通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法2条2項の欠陥があるとし、6人の原告に対して、約3万円から27万円の損害賠償を認めた。(福岡高裁令和2年6月25日判決、『判例時報』2498号58ページ)

Xら(一審原告・控訴人): 洗顔石けんによりアレルギーにり患した被害者
Y(一審被告・控訴人): 本件原材料の製造業者
A、B: 本件石けんの製造業者



事案の概要

1. 洗顔石けんによるアレルギー事故の発生

Aは、2004年3月、洗顔石けん(商品名「茶のしずく石けん」)の製造、販売を開始した(その後、BもAの委託を受けて同石けんを製造)が、2010年9月26日までに販売したのものには、Yが製造した小麦グルテン加水分解物(以下、「グルパール19S」又は「本件原材料」)が配合されていた(以下、本件石けん)。この期間に販売された本件石けんは日本国内において、約467万人に対し、合計約4651万個であった。

Xらは、本件石けんを使用したところ、アレルギー(本件アレルギー)にり患し、それによるアレルギー症状を発症した。

2011年7月14日には、独立行政法人国民生活センターが「小麦加水分解物を含有する『旧茶のしずく石けん』(2010年12月7日以前の販売

分)による危害状況について「アナフィラキシーを発症したケースも」と題する報道発表を行い、同センターにより本件アレルギーに関する情報提供が行われている。Aは2011年5月に本件石けんを自主回収している。

2. 本件アレルギーの原因

本件アレルギーは、小麦成分を含む食品を経口摂取した後、買い物、入浴、家事等の軽度な運動などの二次的な要因が加わってその症状が発症する食物アレルギーである(明らかな運動負荷がなくても誘発されることもある)。

本件アレルギーのアレルゲン(そのアレルギー症状を引き起こす原因となる物質)は、本件原材料であり、本件石けんの使用により本件原材料が経皮的・経粘膜的に吸収されることによって本件原材料に対する抗体が産生される。この抗体と経口摂取した小麦たんぱくが反応するこ

とによって、アレルギー症状を発症する。

3. Xらによる提訴と一審判決

XらはA、Bに対しては本件石けんの欠陥の存在を、Yに対しては本件原材料の欠陥をそれぞれ主張し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた。なお、Xらは、精神的苦痛に対する慰謝料を中心とする包括的慰謝料各1000万円を含む各1500万円の支払いを請求した。

一審判決(参考判例①)は、

①本件石けんの欠陥について

本件アレルギー被害は、本件石けんを通常の使用方法で使用して生じたものであるが、被害の程度は皮膚の症状にとどまらず、食物アレルギーの症状による重大な健康被害を伴うなど、洗顔石けんの使用によって生じるアレルギー被害として社会通念上想定される程度を大きく上回るものといえること等によれば、本件石けんは、洗顔石けんとして通常有すべき安全性を欠いていたというべきであり、本件石けんには欠陥が存在した。

②本件原材料の欠陥について

本件原材料によって生じた本件アレルギーの被害は、被害の程度、被害発生の蓋然性^{がいぜん}を考慮すると、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えており、本件原材料は、通常有すべき安全性を欠いており欠陥があった。

③開発危険の抗弁は認められない

と、判断した。

なお、損害については、包括的慰謝料を認め、アナフィラキシー・ショック又はこれに準ずる症状を発症したかで慰謝料額に差異を設けている。

4. Xらの控訴

この一審判決に対しXらとYらがそれぞれ控訴した。控訴審では、A、BとXらは和解し、そのほかXらのうち14人は控訴提起後にYにつき

訴えを取り下げた。

本件判決は残った6人のXらとYとの間における判決である。



1. グルパール19Sの欠陥について

グルパール19Sは、2004年3月当時において、その「通常予見される使用形態」に沿って洗顔石けんの原材料として使用される場合、本件アレルギーの発症という社会通念上許容される限度を超えたアレルギー被害を引き起こす危険性を備えた製品であり、このことはそのような使用を前提とした原材料たるグルパール19Sの欠陥を基礎づける重要な要素というべきである。

また、グルパール19Sにつき、前記の危険性がある旨、完成品の製造業者に対して必ずしも的確な指示、警告は付されていなかったことが認められ、その有用性についても、種々の製品の原材料として汎用的^{はんよう}な用途に利用できるといった特性はあるものの、本件石けんについては、グルパール19Sを含まない代替設計をすることが容易であり、かつ、その効用が実質的に害されることはなく、本件石けん^がにグルパール19Sを用いることの効用のために、本件アレルギー被害の発生を受忍すべきものということとはできない。

他方、当時の科学技術的水準に照らせば、グルパール19Sは、薬事法(当時)に基づく規格に適合する成分とされ、当該成分を用いた本件石けんは薬事法上の製造承認を得て適法に流通していたものの、食品及び化粧用品の原材料であり、完成品に添加、配合されて市場に流通することとなることや、小麦という植物、天然素材に由来する安全性の高い製品として流通に置かれていたという製品特性からすれば、完成品たる化粧品そのものと同様に高度の安全性が求められていたにもかかわらず、それに起因して発

生じたアレルギー症状は、2004年3月のグルパール19Sの引き渡し当時においても、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えたものであったというべきである。

このように、グルパール19S自体の効用や有用性を考慮しても、本件アレルギー被害は、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えていたというほかなく、本件アレルギー被害発生以前の原材料としての使用状況及び安全性試験の実施状況等にかかわらず、グルパール19Sは、2004年3月当時、洗顔石けんに配合、添加される原材料として、通常有すべき安全性を欠いていたものというべきであり、欠陥があったものと認められる。

2. 開発危険の抗弁について

法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、製造物の欠陥を判断するに当たり影響を受け得る程度に確立された知識の総体、すなわち入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総体をいうものと解するのが相当である。

症例報告や論文等の発表時期や内容を検討すると、本件石けん販売期間よりも前の時点で存在した各知見を総合すれば、本件石けん中のグルパール19Sにより、経皮的又は経粘膜的に感作が生じ、さらに、経口摂取した小麦製品との交叉反応^{こうさ}が起こって、本件アレルギー被害のような被害^{じやつき}が惹起されることを認識することができた。本件石けん及びグルパール19Sのいずれについても、開発危険の抗弁は成立しない。



解説

1. 本件は、洗顔石けんに含まれていたグルパール19Sにより、この石けんを使用した者に多数

のアレルギー被害が生じたことに関し、被害者Xらがこの石けんを製造したA及びBのほかこの石けんに含まれた原材料であるグルパール19Sを製造したYも被告として訴えた製造物責任法に基づく集団訴訟であり、損害賠償請求訴訟の1つである。

参考判例①の福岡地方裁判所の判決は本件判決の一審判決であるが、A、B、Yのいずれの責任も認める判決をし、Xらの請求をいずれも一部認容したが、Xら並びにA、B及びYはそれぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

本件訴訟の控訴審においては、Xらの多くがA及びBと和解をし、またXらの一部が訴えを取り下げたため、本件判決は残った6人のXらのYに対する判決であり、原材料の製造業者についての製造物責任について判断がなされている。

2. 本件石けんの製造物責任についての判決は、参考判例欄掲記の4つの判決がなされているが、**参考判例①**の本件第一審判決及び**参考判例④**は、いずれも本判決と同様に原材料製造業者の製造物責任を肯定しているが、**参考判例②**及び**参考判例③**は本件石けんの製造業者であるA、Bの責任をいずれも肯定しながらも原材料製造業者のYの責任は否定していた。

参考判例②、**参考判例③**と**参考判例④**の結論を異にした背景については、医薬部外品の汎用的な原材料自体がアレルギー惹起の原因ではなく、完成品である本件石けんの製品設計にあるという議論の余地があるからであるという指摘もあった。

確かに例えば、**参考判例③**の東京地裁の判決は、原材料製造者Yの責任について、グルパール19Sを本件石けんの原材料の1つとして配合したことは通常予見される使用形態に含まれるとして欠陥の考慮事情の1つとなることを認めつつも、グルパール19Sは汎用的な原材料であ

ること、製品設計によれば本件アレルギーを発症させない石けんの製造も可能であったこと、ダブル洗顔を推奨し、泡の一部が眼球や鼻の粘膜など最も敏感な組織が大量に暴露されたことがうかがわれるなど、本件石けんの製品設計こそが本件アレルギー発症の重要な要因になっているなどとしてYの製造物責任を否定していた。

これに対し、本判決は、前記「理由」にあるとおり、グルパール19Sを本件石けんの原材料として使用することは「通常予見される使用形態」であり、その使用により本件石けんは本件アレルギーを引き起こす危険性を備えたこと、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害が社会通念上許容される限度を超えたものであったことなどを指摘し、原材料製造者であるYにも製造物責任が成立するとした。

3. このほか、本判決は、Yの主張する開発危険

の抗弁を否定している。また、一審判決は、Xらの主張する包括的慰謝料の請求を許し、251万余円から275万円の支払いを認めていたが、本件判決は、包括的慰謝料請求は許されるとし全員に各200万円の慰謝料を認め、既払い金を控除するなどして3万余円から27万余円の支払いを認めている。

参考判例

- ① 福岡地方裁判所平成30年7月18日判決(『判例時報』2418号38ページ：本件の一審判決である)
- ② 京都地方裁判所平成30年2月20日判決(裁判所ウェブサイト：Bの責任肯定、Yの責任否定)
- ③ 東京地方裁判所平成30年6月22日判決(裁判所ウェブサイト：A、Bの責任肯定、Yの責任否定)
- ④ 大阪地方裁判所平成31年3月29日判決(『判例タイムズ』1489号78ページ：A、B、Yの責任肯定)

コラム ▶ 包括・一律請求とは

通常の損害賠償請求訴訟では、死傷損害の場合、差額説に基づき現実に生じた治療費などの積極損害や休業損害等の消極損害の財産的損害と精神的損害である慰謝料などの個別損害を算定し、さらにそれを合算することにより算定し(個別損害項目積み上げ方式)、被害者ごとに異なる損害が認定される。

しかし、被害者が多数生じる公害訴訟や薬害訴訟、集団的食品被害などでは、個々の被害者の立証負担を軽減し、また、被害者間の団結を維持するという訴訟戦術として逸失利益を個々の被害者ごとに算定することなく、財産的損害と精神的損害を一括してかつ多数の原告について症状の程度などによる一律のランク付けをするなどして一律の慰謝料(包括的慰謝料)を請求することが少なくない。これを、「包括・一律

請求」などと呼んでいる。包括・一律請求については、これを認める最高裁判決も出されており(最高裁大法廷昭和56年12月16日判決『民集』35巻10号1369ページ、大阪空港事件判決)、判例はこれを認めている。

本件訴訟でも、同一の石けんにより被害を受けた多数の原告が損害賠償を提起したものであり、精神的苦痛に対する慰謝料を中心とする包括的慰謝料を請求しており、一審判決も本判決も包括的慰謝料請求は許されるとしたうえ、アナフィラキシー・ショックの症状などを生じたかによって損害をランク分けをし損害額を認定している。通常の損害賠償請求訴訟の損害認定とは異なる認定をしていることに注意する必要がある。